

化学物質管理政策をめぐる最近の動向と 今後の方向性について（総論）

令和2年1月
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

化学物質管理政策の最近の動向について

1. 化審法（化学物質審査規制法）

- ・ 新規化学物質の製造・輸入に際しての事前審査、さらに上市後の継続的な管理。
- ・ 2017年に法改正。少量新規及び低生産量新規の特例制度に関し、規制を合理化（製造・輸入量→排出量）して特例制度を使いやすくする改正を実施。2019年から本格施行が始まり、期待した効果を確認。
- ・ POPs条約（ストックホルム条約）締約国会議での廃絶対象物質追加決議を受け、政令改正を予定。

2. 化管法（化学物質排出把握管理促進法）

- ・ 有害なおそれがある化学物質の排出量・移動量を事業者が把握、国に報告（PRTR）。これらの化学物質を含む製品等を事業者間で譲渡・提供する際に、その性状や取扱い情報（SDS）の提供義務づけ。
- ・ 規制の5年見直しに伴い、現在、関係省庁とともに審議会を開催し、見直し検討中。過去10年間、対象物質の見直しが行われておらず、対象物質選定の基準見直し（製造・輸入量→排出量）を行うとともに、対象物質の見直しを行う予定（政令改正）。

3. オゾン層保護法／フロン排出抑制法

- ・ モントリオール議定書のキガリ改正（代替フロンの削減義務）を受け、オゾン法を2018年に改正。代替フロンの段階的削減を昨年1月から開始。
- ・ また、フロン法は、温対計画に定める機器廃棄時のフロン類回収率目標の実現等に向け、機器廃棄時のフロン類回収の取組強化を図るため、2019年6月に改正。本年4月から施行。

4. 化兵法（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律）

- ・ 化学兵器禁止条約締約国会議において、同条約の規制対象物質の追加を決定。
- ・ 今後、化兵法政令を改正しこれを担保する予定。

5. 水銀規制（水銀汚染防止法、外為法）

- ・ 第1陣の使用製品（水銀電池、蛍光灯等）規制が2018年1月に開始。
- ・ 現在、2020年末に予定される第2陣の使用製品（ボタン型アルカリマンガン電池、スイッチ・リレー等）規制の着実な施行に向け、周知やガイド文書作成等を実施。

2017年改正化審査の概要

審査特例制度における全国総量上限の見直し

- 全国数量上限を製造・輸入数量から環境排出量ベースへと変更した結果、総申出件数及び数量調整される（全国上限を超えないように数量を調整される）申出が大幅に減少。法改正により、事業者は事業の予見性が高くなったと考えられる。

<これまでの制度>

特例制度	全国総量上限
少量新規制度	1トン（製造・輸入数量）
低生産量新規制度	10トン（製造・輸入数量）

<改正後の制度>

全国総量上限
1トン（環境排出量換算）
10トン（環境排出量換算）



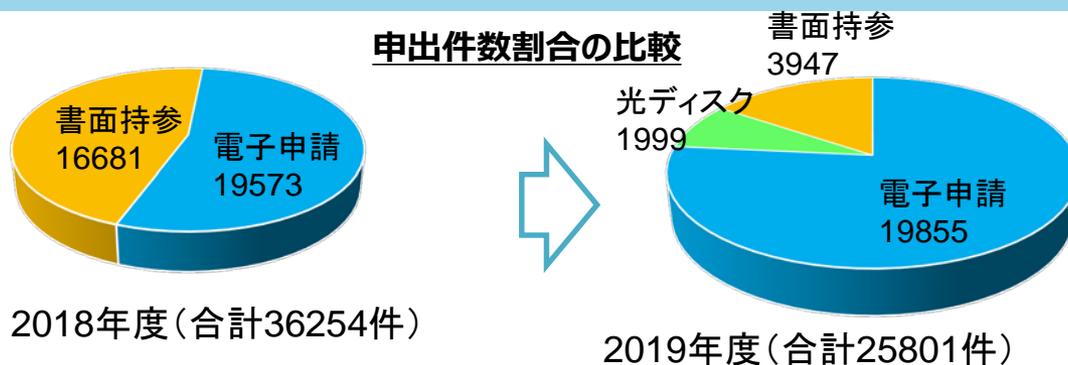
■ 申出製造・輸入数量を数量調整された物質数

	2018年度		2019年度
総申出件数	36,254	⇒	25,801
数量調整件数	4,088	⇒	620
数量調整件数／総申出件数	11%	⇒	2%

- ☆ 数量調整対象は排出係数1の申出のみ
- ・用途証明有の場合
 - 113:水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る）
 - 122:芳香剤又は消臭剤
- ・用途証明無し

新制度施行に伴う手続きの電子化の推進

- 電子証明書の廃止、電子申請回数を増やすなどの動機付けの結果、電子申請率が著しく向上。



- 電子申請+光ディスク申請率は54%から85%に約30%増加
- 事業者が枠取りする必要がなくなったためか、2018年度の総申出件数の約70%

WSSD2020年目標の達成に向けた化審法の取組

- 既存化学物質のうち96%（約27,000物質）はリスクが十分小さい旨判明済み。評価未実施の化学物質のリスク評価を着実に進めるべく、以下3つの目標を設定して評価を推進中。概ね順調に目標達成に向けて進捗。

<科学的な信頼性のある有害性データが得られている物質について>

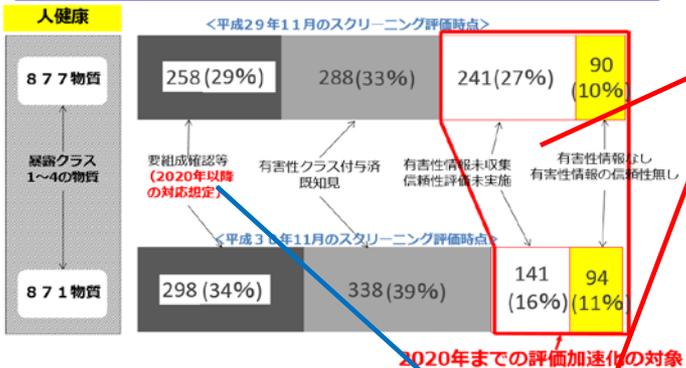
【目標①】スクリーニング評価をひととおり終える。

【目標②】第二種特定化学物質に指定すべきものを指定する。

<評価を行うためのデータが得られなかった物質について>

【目標③】評価を行える目処がたっている。

スクリーニング評価の進捗（暴露クラス1～4の内訳）



【目標①】の進捗状況

- スクリーニング評価における有害性情報未収集物質等の割合は大幅に減少し、着実に進捗している。
- 引き続き、加速化・合理化の不断の検討を行いつつ評価を継続する。

【目標②】の進捗状況

- リスク評価の一層の加速化・合理化を図るため、評価Ⅰ手法の見直し（PRTR情報等の活用、発がん性定量の導入など）、評価Ⅱスケジュールの見直し（他法令管理状況の考慮など）を実施済み。
- 概ねスケジュールに沿って進められて、着実に進捗している。
- 2020年以降もリスク評価を着実に進め、著しいリスクが判明した化学物質について第二種特定化学物質に指定する。

【目標③】の進捗状況

- これまで評価が困難であった化学物質の評価を可能にするため、省令改正（届出様式改正）を実施済み。評価困難物質の構造・組成情報の届出が今年度から開始。
- これにより、評価困難物質の評価単位設定や有害性情報の収集が可能となり評価を行える目処がたった。（2020年には評価を開始。）

化審法の今後の方向性 ～ウェイトオブエビデンス～

- 米国、EU等では、in silico（コンピューターを用いた）試験を含めた様々な試験データを、その信頼性等に応じて重み付けを行った上で、総合的に勘案し、化学物質の安全性を評価する手法（ウェイトオブエビデンス※）の活用が進んでいる。
- より合理的・効率的な規制の実現に向け、世界的な動向に協調しつつ、化審法の化学物質の分解性・蓄積性評価において同手法の導入を検討する。

※ある物質がある特定の影響を引き起こすという仮定を、ある単独のデータに基づく評価ではなく、複数の利用可能なデータや情報を組み合わせて評価する考え方。

■ **背景**：化審法では化学物質の性状のうち環境中での分解性や生物の蓄積性等を確認。

■ **現状**：

- ・新規化学物質の分解性や蓄積性等の審査においては、事業者から提出される化審法の法定試験法に基づくデータを利用している。
- ・既存化学物質のリスク評価については、法定試験法以外のデータも評価に利用しているが、法定試験法と法定試験法以外の両方のデータが得られる際、矛盾する結果となっている場合もある。

■ **課題**：

- ・化審法の法定試験法に基づくデータだけでは実環境中の挙動を必ずしもカバーしきれない。
- ・国際的に認められた多数の試験法に基づくデータの活用が進んでいない。

■ **検討状況**：今年度は委託事業により以下を実施中

- ・化審法における分解性・蓄積性評価方法の方向性及び課題の整理、ウェイトオブエビデンスの位置づけの明確化
- ・ウェイトオブエビデンスの概念や定義の整理、各国における利用方針、手順の調査
- ・各種試験法・推計法、海外化学物質制度におけるクライテリアの比較

目指す方向性

- ・分解性と蓄積性について様々なデータを活用して総合的に評価する手法の導入
- ・新規化学物質の審査と既存化学物質のリスク評価における扱いの連携



分解性、蓄積性の

- ・各種試験法、推計法の整理
- ・各種クライテリアの整理

・各種試験法、
推計法の結果と
化審法の試験法
結果との関係解析等

- ・受け入れる試験法の拡大
- ・QSAR・リードアクロスの一層の導入
- ・実環境データの活用

POPs条約の最近の動きと化審法での対応

1. POPs条約とは

- **POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）**とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約（2004年5月17日発効）。
- 対象物質については、**POPsの検討委員会（POPRC）**において議論されたのち、**締約国会議（COP）**において決定される。

2. 最近の動き

- 第9回COP（2019年4～5月）で**PFOA等の附属書A（廃絶）への追加について決議**。
- 第15回POPRC（2019年10月）において、**ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等**（フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等に利用）について、**廃絶対象物質（附属書A）への追加を締約国会議に勧告**すること、また、**デクロランプラス等**（難燃剤等に利用）、**メトキシクロル**（殺虫剤等に利用）については、**リスクに関する詳細検討の段階に進める**ことを決定。

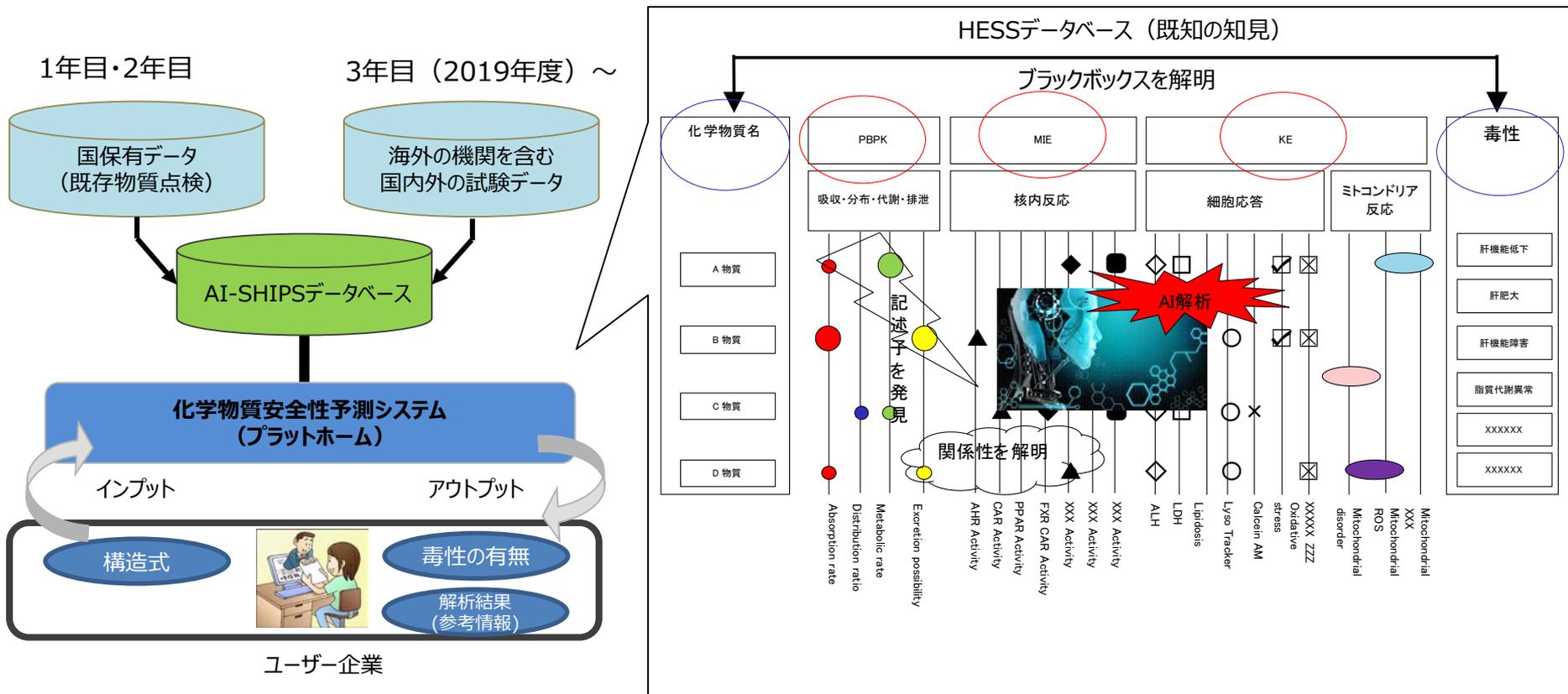
3. 化審法における措置

- 我が国では、条約の対象物質について、その妥当性に鑑み、化審法の第一種特定化学物質に指定し、その製造、使用等を制限する等の措置を講じて、条約の義務を履行してきている。
- **COP9でPFOA等を廃絶対象物質とすることが決議**されたため、**今後、化審法施行令を改正**し、以下の措置を講じる予定。
 - （1）第一種特定化学物質の追加指定
 - （2）当該一特物質を使用した製品を輸入禁止製品に追加指定

AI-SHIPS

(エネ特事業：毒性関連ビッグデータを用いた人工知能による次世代型安全性予測システムの開発)

- 日本は、他の先進国に先駆けて化審法を策定・運用。このため、約45年間の化審法の運用によって多くの毒性等試験データが存在。
- これらの毒性情報をビッグデータ化し、AI技術を用いて毒性情報と化学物質の構造情報、各種反応（核内反応、細胞内反応等）との関係性を解析することによって、最先端の有害性予測システムの開発を目指す。



化管法の見直し（政令改正予定）

- 2019年4月から、経済産業省・環境省の合同審議会において議論を実施し、パブコメを経て、同6月28日に化管法の課題や見直しの必要性及び方針等を取りまとめ・公表。
- 具体的な物質の指定に向け、2019年12月3日に第1回3省合同審議会を開催。今後、2回程度、合同審議会を開催し、報告書（案）をまとめる予定。

見直しの経緯

- 本法律の施行日である2000年3月30日から7年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨法律に記載。
- 2008年度の見直し検討の結果、基本的仕組みは変更せず、対象物質の見直し、対象業種の追加が行われた。（第一種指定化学物質354→462、第二種指定化学物質81→100）
- 上記見直し後は、規制の一定期間経過後見直し基準（法令見直し期間5年）に基づき、2013年度に見直しを実施し、検討の結果、制度改正は行わず現在に至っており、2018年度に見直しを行うこととなったもの。

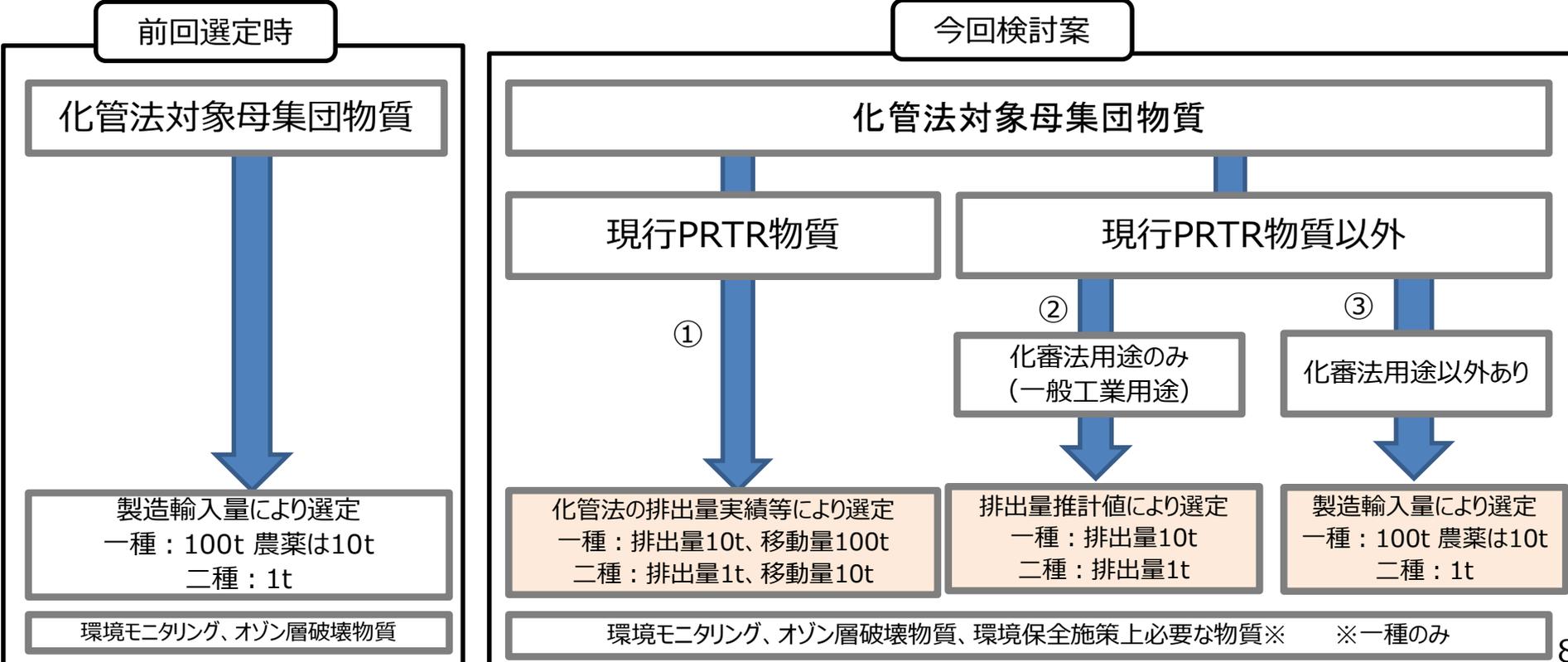
化管法の見直し（政令改正）のスケジュール

- 以下のスケジュールに基づき制度及び物質選定について、審議会において検討を行っているところ。（スケジュール）

2018年度	経済産業省・環境省合同検討会（委託事業で実施）
2019年度前半	経済産業省・環境省2省合同審議会（制度見直し関係）
2019年12月以降	厚生労働省・経済産業省・環境省3省合同審議会（物質選定関係）

化管法の見直し検討の重点 (ばく露基準を「製造輸入量」から「排出量」へ)

- 現行基準では、**製造輸入量**をばく露の指標として物質を選定。
- 今回の見直しにおいては、以下を指標として評価、選定する方向。
 - ① 「現行PRTRデータのある物質」
当該PRTRデータ (**届出排出量・移動量、推計排出量**) を用いてばく露を評価
 - ② 「現行PRTRデータのない物質のうち、化審法用途のみの物質」
化審法の届出情報、排出係数等を基にした「**排出量推計値**」により、ばく露を評価
 - ③ 「現行PRTRデータのない物質のうち、化審法用途以外の用途もある物質」
引き続き**製造輸入量**により、ばく露を評価。(農薬は実質≒**排出量**)



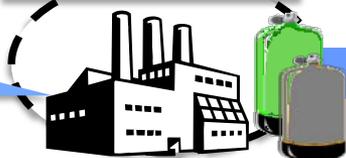
フロン対策の全体像

- **オゾン層保護法**：モントリオール議定書に基づく特定物質等（特定フロン及び代替フロン）の生産量・消費量の削減義務を履行するため、製造及び輸入の規制措置を講ずるもの。2016年のキガリ改正を受け、**2018年7月に改正し、2019年1月から代替フロンも規制対象**に追加された。
- **フロン排出抑制法**：フロン類（特定フロン及び代替フロン）のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策（フロン類使用機器の管理及び機器廃棄時のフロン類回収義務など）を規定。**2019年6月に改正し、機器廃棄時のフロン類回収率向上に向けて、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによるフロン類回収が確実に行われる仕組みを導入**（2020年4月1日施行）。

オゾン層保護法

- フロン類の製造・輸入の規制

フロンメーカー



一部
用
再
生

破壊義務

破壊・再生業者



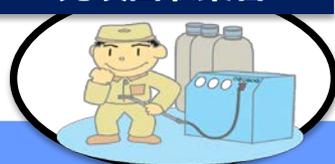
フロン排出抑制法

- フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策

フロン類使用製品メーカー



充填回収業者



冷凍空調機器ユーザー

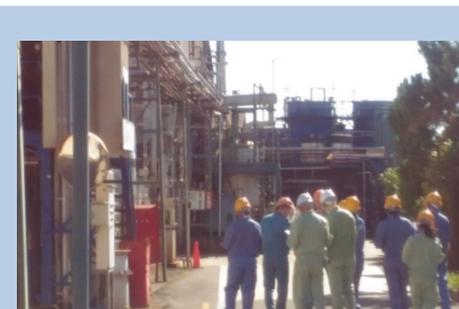


化学兵器禁止法の施行状況

- 1997年に発効した「化学兵器禁止条約（CWC）」の柱の一つである、化学兵器不拡散のための産業検証制度及びその国内実施法の「化学兵器禁止法」に基づき、特定の化学物質を製造する事業所の情報や対象物質の輸出入の状況を化学兵器禁止機関（OPCW、ハーグ）に申告。
- OPCWは申告内容を査察により検証しており、日本は年20回程度を受け入れている。査察は、OPCWの査察官が実際に事業所を訪問して行われ、経済産業省本省・経産局及び（独）製品評価技術基盤機構（NITE）が検査に立ち会い、その円滑な遂行に協力しているが、受入れの度に、事前準備を含めおおむね2週間を要している。
- また、**2019年11月のCWC締約国会合にて、規制物質を追加することが決定**。今後、**化学兵器禁止法施行令を改正し、特定物質として規制**する予定。

<CWC施行に向けた我が国の取り組み>

- ◆ 日本は、OPCWに対し全締約国中第3位の分担金(約580万ユーロ：2019年)を提供
- ◆ 当省はこれまで、化学物質のデータベース構築等の協力、途上国（主にアジア）の条約実施のためのキャピタル等を支援。引き続き、実施効果等を見極めつつ協力・支援を展開
- ◆ 近年は、我が国化学産業の査察負担の軽減を目指して、OPCWに対し、効率的・効果的な査察の実現を含めた産業検証制度の見直しの必要性を提起
- ◆ 施行令の改正に向け、関係者への周知を含め準備を実施予定



OPCWによる検査の様子

水銀法・外為法による経産省関連の水銀規制の動き

- 2017年8月16日の条約発効後、製造、使用、輸出入等の規制制度の運用を順次開始。必要に応じ、省令の改正等、運用の適正化に取り組んでいる。

2018年1月1日	特定水銀使用製品 第1陣 の規制を開始(製造・組込・輸出入の禁止) 《第1陣》水銀電池(特定のものを除く)、特定の一般照明用蛍光灯、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯・外部電極蛍光灯のうち特定のもの、化粧品、防除用薬剤(特定のものを除く)
2018年4月1日	水銀等の貯蔵報告・水銀含有再生資源の管理報告の受理開始(9府省・12府省)
2018年10月1日	水銀含有再生資源(水銀法第2条第2項)の要件を定める省令を改正・施行
2018年12月3日	新用途製品命令を改正、条約発効日に遡及して既存用途製品を追加規定
2019年2月18日	水銀等の貯蔵ガイドライン・水銀含有再生資源の管理ガイドラインの改訂版を公表
2019年3月	水銀法Q&Aの改訂版を公表
2019年10月	経産大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品規制手引き改訂版を公表

今後の予定

2020年12月31日 特定水銀使用製品**第2陣**の規制を開始(製造・組込・輸出入の禁止)

《第2陣》ボタン形アルカリマンガン電池、スイッチ・リレー、一般照明用高圧水銀ランプ、マーキュロクロム液(赤チン)、非電気式の気圧計・湿度計(特定のものを除く)・圧力計(特定のものを除く)・温度計(特定のものを除く)・血圧計

※環境省と経済産業省の合同審議会において「個別の製品品目ごとに、・・・廃止期限の前倒し(水俣条約における期限より早い時期の廃止)を検討すべき」との方針が示されたことから、業界における水銀削減の自主努力、水銀代替の技術動向等に配慮しつつ、同合同審議会で検討した結果、一部の品目は第一陣規制として条約の廃止期限に前倒して規制が開始された。

アジア等における化学物質管理制度の相互調和の推進

- 我が国企業のサプライチェーンはアジアをはじめとしてグローバルに拡大。
- 有害性情報をアジア域内等で共同で収集し、共通基盤化するとともに、各国制度を調和させることによって、効果的な化学物質管理を実現するため、各国との関係構築に取り組んでいるところ。

<最近の取組>

(1) AMEICC (日・ASEAN経済産業協力委員会) :

日ASEAN化学物質管理データベース (AJCSD) の活用に向けた取組み等について意見交換：令和元年7月

(2) ベトナム :



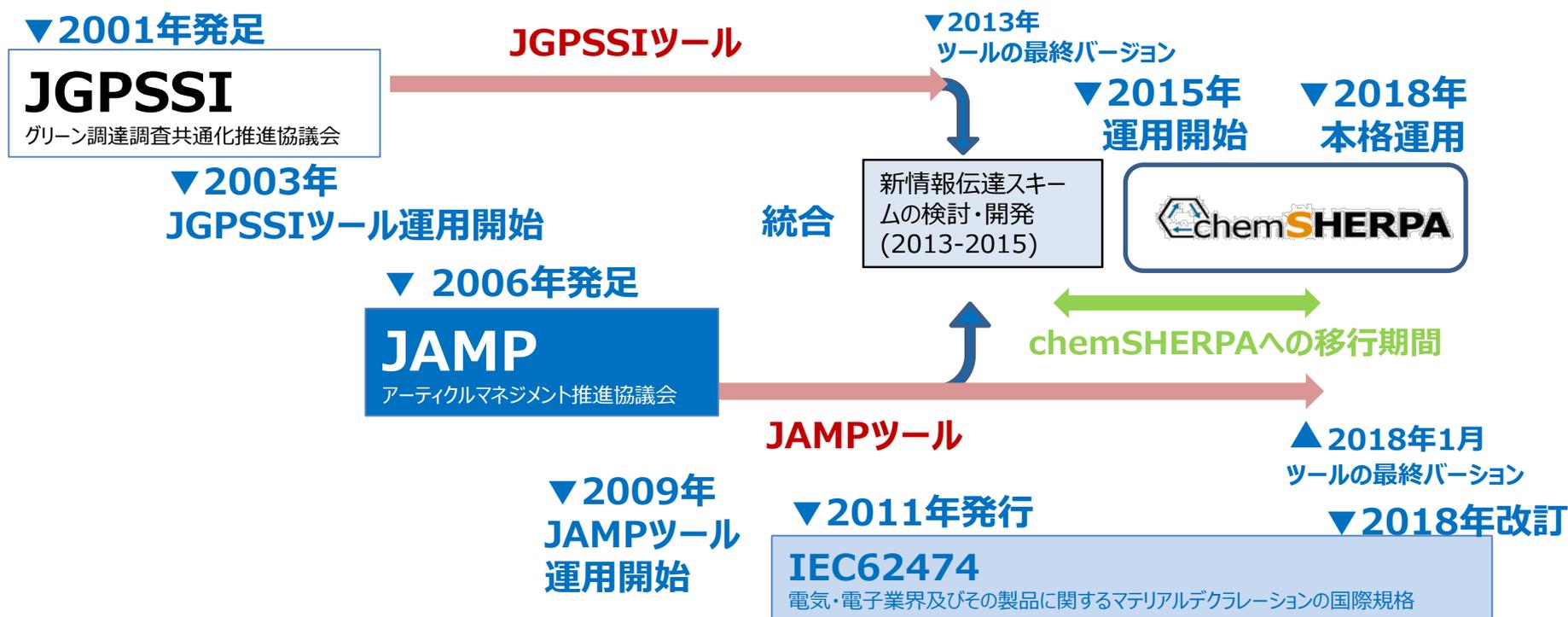
第8回日越化学物質管理に係る政策対話 (2019年12月) ・ワークショップ (2019年7月、9月、12月) を実施。我が国の化学物質管理規制運用のノウハウの移行のため、化学品庁に対して化学物質データベースの運用及び制度設計に関する支援を実施。

(3) GHS専門家派遣 :

インドネシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナムに対して、我が国と調和したGHS制度の導入実現に向け、専門家によるセミナー等を実施。

chemSHERPAの普及拡大に向けた取組

- 製品含有化学物質規制が各国・地域で強化される中、企業が効率的に対応するには、サプライチェーン全体を通じた含有化学物質の情報伝達のフォーマットの共通化が有効。
- “chemSHERPA”の運用による共通フォーマットの普及拡大を更に進めるため、下記を実施。
 - OECD化学品合同会合（2018年11月開催）等にてchemSHERPAを紹介
 - 欧米やアジア等における関連規制及び類似フォーマットの動向調査を実施



參考資料

WSSD2020年目標と2020年以降の新たな枠組に向けた議論

- WSSD2020年目標の達成に向けて、欧州、米国、日本を含む世界各国の化学物質管理関連の規制当局において取組が進められているところ。
- また、現在、2020年以降の新たな枠組が議論されているところ、合意形成に貢献するとともに、新たな枠組の下、新たな戦略構築に取り組む必要がある。

第5回国際化学物質管理会議（2020年10月@ドイツ・ボン）に向けた検討
「SAICMと2020年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する会期間プロセス」
2017年2月第1回会期間会合@ブラジル → 2018年3月第2回会期間会合@スウェーデン
→ 2019年4月第3回公開作業部会@ウルグアイ → 2019年10月第3回会期間会合@タイ
→ 2020年3月第4回会期間会合@ルーマニア

WSSD2020年目標（ヨハネスブルグ実施計画第23項）（2002年）

予防的な取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。

我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ目標（SDGs）（2015年）

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

2020年以降の化学物質・廃棄物管理に向けたビジョン（素案）（2019年 OEWG3時点）

全ての人々にとって健康的な生活と持続可能で安全な地球を目指し、化学物質・廃棄物の悪影響から人健康と環境を守る。



※画像は現行SAICM

2020年以降の枠組における戦略的目的

- 2020年以降の枠組では、5つの「戦略的目的」、その達成を助けるための「ターゲット」とターゲットの達成状況を測る「指標」が設定される見込み。
- また、産業界等が自主的にターゲット、マイルストーン等を設定することができる見込み。

適正な管理策

- **戦略的目的A**：[ライフサイクル全体を通じた化学物質及び[廃棄物]からの害を防止し又は適当ではない場合は最小化するための対策が特定され、実行され及び守られている。]

情報が利用可能

- **戦略的目的B**：包括的かつ十分な知識、データ、情報及び認識が、情報に基づく決定及び行動を可能とするために、全ての人向けに生成され、利用可能で、アクセス可能である。

懸念ある課題への 対処

- **戦略的目的C**：[地球規模の行動[及び協働]を必要とする]懸念ある課題が特定され、優先順位付けされ及び対処されている。

革新的解決策

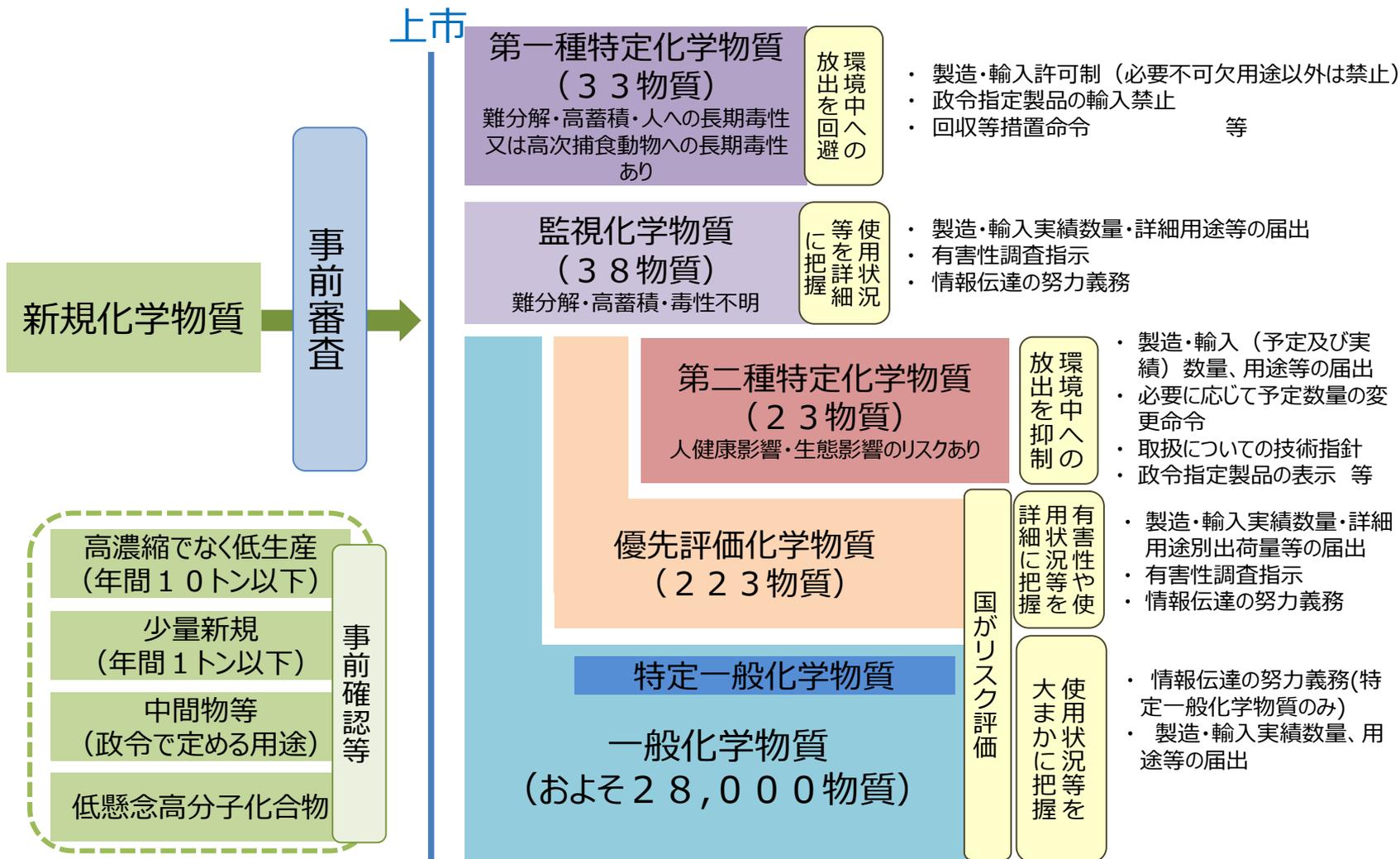
- **戦略的目的D**：より安全な代替品、革新的で持続可能な解決策及び先進的な考え方によって人健康及び環境への利益が最大化され、リスクが防止又は適当ではない場合は最小化されている。

十分なリソース

- **戦略的目的E**：[持続可能な成長を達成するために不可欠な要素である適切な化学物質・廃棄物管理の重要性が全ての人に認識され[、適切な資金的・非資金的な資源が[特定され、]集まっている、そしてステークホルダー間の協力を促す[透明かつ責任ある]パートナーシップが組成されている]。]

化審法の概要

- 化審法は、化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的としている。



※物質数は平成31年4月1日時点のもの

化管法の概要

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び 当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）及び第二種指定化学物質（100物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

水銀汚染防止法の背景と概要

- 水銀汚染防止法は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずる。

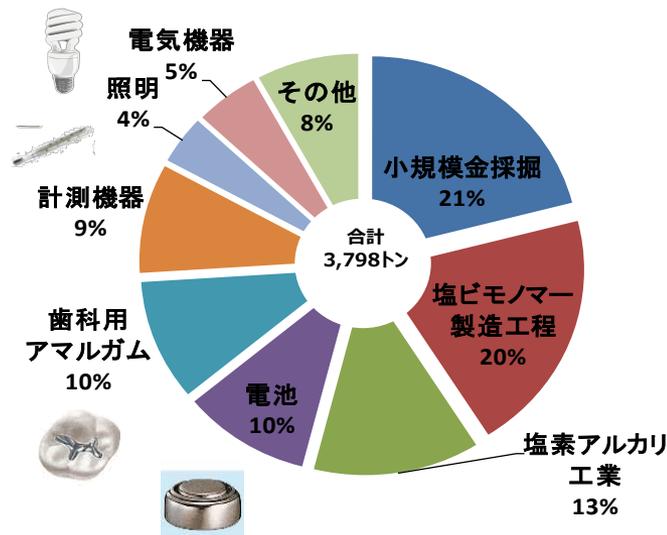
背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

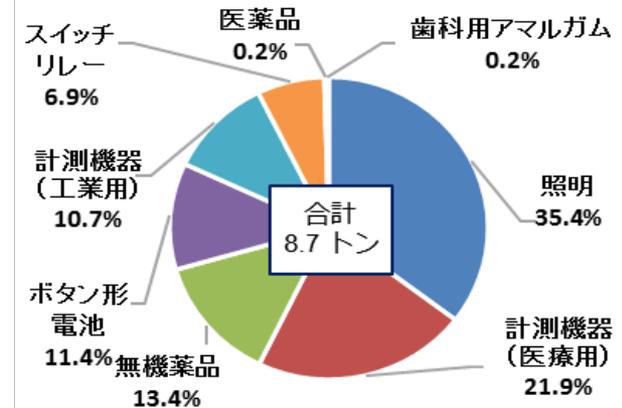
水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要（条約発効日：2017年8月16日）

世界の水銀需要



出典：UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

日本の水銀需要



出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度ベース、2016年度更新）

化学兵器禁止法の概要

- 条約に規定する表剤及び識別可能な有機化学物質（DOC）の製造等を行う事業所等は、製造等の実績を届出・申告。
- 検証閾値を超えて製造等を行う事業所等は、国際機関による査察を受ける。

条約上の義務

《軍事活動》
遺棄・老朽化学兵器廃棄

国内関係行政機関

内閣府、外務省等

《産業活動》

経済産業省

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）

窓口：化学兵器・麻薬原料等規制対策室

表1剤
(特定物質)

表2剤
(第1種指定物質)

表3剤
(第2種指定物質)

有機化学物質・特定有機化学物質

(1) 表1剤総量規制

・製造・使用許可
・立入検査

(2) 産業検証制度
・対象物質生産施設等の申告

・製造・使用実績届出

・製造等・使用予定・実績届出

・製造予定・実績届出

・製造実績届出

・申告に基づく国際機関による査察

・製造等・使用者は国際査察を受け入れ
(検証しきい値を超える事業所等)

・製造者は国際査察を受け入れ

・製造者は国際査察を受け入れ

(3) 貿易規制
・輸出入量の申告

・輸出入実績届出

・非締約国との表剤輸出規制

・輸出許可
・輸入承認 (対全地域)

・輸出許可
・輸入承認 (対非締約国)

・輸出許可

A/G
独自
規制

窓口：安全保障
貿易審査課

外国為替及び外国貿易法

化学物質規制のアジアへの拡大

- 2000年以降、アジア各国においても化学物質規制の整備が進展。

